

湯沢市公共建築物等への木材利用推進に関する基本方針

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定、及び秋田県の県産材利用推進方針（平成13年3月12日策定（令和2年5月27日一部改正））に即して、地元産木材の利用をなお一層推進することを目的に、市内に整備される公共建築物等における木材の利用の促進のための基本事項と必要な事項をここに定める。

第2 公共建築物における地元産木材の利用促進の意義

1 木材利用の効果

公共建築物等は、広く一般市民の利用に供されるものであり、率先した木材の利用は、木と触れ合う機会を増やし、木の大切さや良さ等を実感する機会を幅広く提供することができる。これにより、市民の理解を深めながら、民間建築物等での木材利用を促していく。

2 森林の整備、地域経済、雇用面での効果

地元産木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第3 公共建築物等における木材利用の推進方針に関する基本的事項

1 地元産木材の利用を促進すべき公共建築物等

地元産木材の利用を促進すべき公共建築物は、具体的に以下のような建築物を含むものとする。

広く市民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設、公営住宅等のほか、市の事務・事業に使用される庁舎等

2 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、すべての公共建築物において内装等の木質化を推進する。

ただし、災害応急活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものについては、木造化推進の対象としないものとする。

3 公用備品等における地元産木材製品導入の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品については、地元産木製品の利用に努めるものとする。

また、屋外に設置する公共建築物の案内板等の設置に当たっても積極的に地元産木材を使用するものとする。

4 公共土木事業における間伐材利用の推進

公共土木事業においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求められてきていることから、防風柵のほか法面保護や護岸、水路など公共土木施設等への小径木等スギ間伐材の利用を積極的に推進するものとする。

5 住宅等への地元産木材利用の推進

地域の人々が安心して、かつ愛着をもって住める住宅づくり等を推進していくため、地域の建築士、大工、工務店等住宅建築を担う者や木材加工に携わる者等と連携し、住宅等への地元産木材利用を推進するものとする。

6 木質資源の多角的利用の推進

木質資源の有効利用を図るため、製材工場等で発生する樹皮・廃材等のほか、建築廃材について木質バイオマスへの利用を推進するものとする。

また、木質バイオマスを燃料とする暖房機器やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しながらその推進を図るものとする。

第4 木材利用推進の基準

公共建築物の木造化及び内装木質化にあたっては別記基準①～④により推進するものとする。

第5 推進の取組

公共建築物における地元産木材利用の促進を効果的に図っていくため、行政機関、林業・木材産業等の関係団体が一体となり、木造化及び内装木質化の推進に必要な情報の収集・提供を行い、必要に応じて木材利用の推進会議を開催し、取り組みの強化に努めるものとする。

一般の建築物にも木材の利用が推進されるようにするため、広く一般市民に対し、地元産木材利用の意義を理解してもらうため、広報やホームページ等を活用した普及活動に努めるものとする。

◆ 別紙基準

- ① 公共建築物等の木造化及び内装木質化の推進に関する基準（別紙1）
- ② 公共建築物の木造化についての基準（別紙2）
- ③ 公共建築物の木質化推進基準（別紙3）
- ④ 市の施設における木製品等導入の推進基準（別紙4）

◆ 用語の定義

「地元産木材」：県内の森林から生産された原木及び県内の森林を中心として生産された原木（広葉樹にあつては、輸入された原木及び一次加工品を含む。）を県内で製材・加工した木材製品をいう。

「木造化」：建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、小屋組み等の全部又は一部に木材を使用することをいう。

「木質化」：建築物の新築、増築、改築又は改装に当たり、天井、床、壁、窓枠等室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

附則

この方針は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和5年3月1日から施行する。

別紙 1

公共建築物の木造化及び内装木質化の推進に関する基準

1 目的

湯沢市公共建築物等への木材利用推進に関する基本方針のうち公共建築物の木造化及び内装木質化の推進に関する具体的な判断基準を提示し、地元産木材の利用推進に資することを目的とする。

2 対象となる建築物

市が新築、増築、改築又は改修する建築物

3 新築又は改築の場合

(1) 木造化について

ア 公共建築物の木造化についての基準は「公共建築物の木造化についての基準」別紙 2 のとおりとする。ただし、特殊な目的を有する建築物は、この限りでない。

イ 建築基準法上防火地域及び準防火地域において木造化が困難とされる建築物については、別紙 2 を適用しない

ウ ア及びイの基準により木造化すべき建築物であっても、他工法と比較して大幅にかけ増しとなる場合や保安上の理由から木造が困難な場合などは、木造と他工法との混構造等を検討する。

(2) 内装木質化について

木造建築物、非木造建築物とも、内装木質化にあたっては、「公共建築物の木質化推進基準」別紙 3 により可能な限り木質化を図る。

4 増築の場合

(1) 木造化について

増築後の延べ面積を基準として、新築又は改築の場合に準じて木造化につとめる。

(2) 内装木質化について

木造建築物、非木造建築物とも、内装木質化にあたっては、別紙 3 により可能な限り木質化を図る。

5 改修の場合

建築物を改修する場合は、木造建築物、非木造建築物とも、内装木質化にあたっては、別紙 3 により可能な限り木質化を図る。

6 地元産木材の使用

木造化及び内装木質化すべき公共建築物については、原則として地元産木材を使用することとする。

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

公共建築物の木造化についての基準

市が整備する建築物については、原則木造化を図ることとし、その具体的基準は以下のとおり。

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）		
	1,000 m ² 以下	1,000 m ² 超～3,000 m ² 以下	3,000 m ² 超
庁舎	3階建て以下のものは、木造とする。		3,000 m ² 以内毎に耐火性の高い壁等で区画することが可能な場合は、木造とする。
学校	3階建て以下のものは、木造（3階建てのものは、一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造）とする。	3階建て以下のものは、木造（3階建てのものは、一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造とし、2階建て以下で2,000 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	3,000 m ² 以内毎に耐火性の高い壁等で区画することが可能な場合は、木造とする。
体育館	平屋建てのものは、木造とする。	平屋建てのものは、木造（2,000 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	3,000 m ² 以内毎に耐火性の高い壁等で区画することが可能な場合は、木造とする。
文化施設（図書館、博物館等）	3階建て以下のものは、木造（3階建てのものは、一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造）とする。	3階建て以下のものは、木造（3階建てのものは、一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造とし、2階建て以下で2,000 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	3,000 m ² 以内毎に耐火性の高い壁等で区画することが可能な場合は、木造とする。
公会堂、集会場	2階建て以下で客席が200 m ² 未満のものは、木造とする。		
病院、診療所	入院施設あり	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	
	入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
社会福祉施設	法令の範囲内で可能なものは、木造とする。		
市営住宅	3階建て以下のものは、木造（3階建てのもの及び2階建てで2階部分が300 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。		2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造（2階部分が300 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。
宿泊施設	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。		
展示場、飲食店、物産販売所、観光施設（宿泊施設を伴わないものに限る。）	2階建て以下のものは、木造（2階部分が500 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。		

試験研究機関	管理棟	3階建て以下のものは、木造とする。	3階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
	試験研究棟	試験研究の内容等により判断し、可能な場合は木造とする。	試験研究の内容により判断し、かつ設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
倉庫		2階建て以下のものは、木造（1,500㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造の準耐火建築物とする。

※なお、上記に記載の無い建築物においても、木造化を検討するものとする。

公共建築物の木質化推進基準

木造化が困難と判断されるものも含め、全ての公共建築物において内装等の木質化を促進することとし、その具体的基準は以下のとおり。

建築物の用途	内装の木質化を行う主たる箇所
庁舎	居室（事務室、応接室、会議室、研修室、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
学校	居室（教室、職員室、進路相談室、音楽室、図書室等）、玄関、廊下の壁面及び床
運動施設（体育館等）	床、壁面、付帯設備（更衣室、トイレ等）の壁面
文化施設（図書館、博物館等）	居室（各種展示室、資料室、図書室、研修室、会議室等）、廊下、ロビーの壁面
公会堂、集会場	居室（講堂、会議室、研修室等）、廊下、ロビーの壁面
病院、診療所	居室（病室、待合室、面会室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面
社会福祉施設	居室（リハビリ室、図書室、研修室、面談室、娯楽室、入所者室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面及び床
市営住宅	主たる居室、玄関、廊下の壁面及び床
宿泊施設	居室（宿泊室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面及び床
展示場、物産販売所、観光施設	各種展示室、店舗等の壁面
試験研究機関	居室（事務室、応接室、会議室、研究室等）、廊下、ロビーの壁面

※ 建築基準法、消防法等の法令及び各種指針等で内装制限がある場合を除き、可能な限り木質とする。

別紙 4

市関係施設における木製品等導入の推進基準

公共建築物において使用される机等の備品及び屋外に設置する塀や案内板等については、県産木製品の利用に努めるものとし、その具体的基準は以下のとおり。

木製品導入を推進する施設	
施設区分	主な対象施設
学校	小学校、中学校 等
保健福祉施設	児童福祉施設、障がい者支援施設、老人福祉施設 等
医療施設	診療所 等
運動施設	体育館、プール、武道場 等
社会教育施設	文化会館、図書館、公民館 等
市営住宅	市営住宅
庁舎	庁舎、支所
宿泊施設	研修所 等
その他	倉庫 等

導入を推進する主な木製品	
種類	用途等
机、椅子	事務用、教室用、OA用、会議室用、応接用 等
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚 等
その他	手摺り、ローパーティション、案内板、掲示板、傘立て、ハンガー等

導入の基準
<p>各施設の新・増改築及び各種備品等の更新時に、次のすべての仕様を満たす木製品を導入する。</p> <p>① 県内で加工された製品であること。</p> <p>② 接着剤・塗料・木質部分以外の材料等は、環境に十分配慮したものが使用されていること。</p> <p>③ その他、グリーン購入法特定調達物品の判断基準に適合していること。</p>